

第1回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	午前10時00分
	令和7年1月30日(木)
2 場 所	午前10時45分
	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	5 赤坂委員
推進委員	増田推進委員、須賀推進委員、大木推進委員、片田推進委員、
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地承認申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番井上委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、5番 赤坂委員です。 それでは、日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は340㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、玉ねぎ、ピーマン、キャベツを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田自治会館から北へ約100m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番及び2番は関連性がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 1番の申請地は、西野町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田、面積は計395.13㎡です。 2番の申請地は、〇〇の1筆、地目は田、面積は18㎡です。 自己住宅、駐車場、進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、荘野小学校から西へ約 600m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町上新開〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、仮換地 36 街区 6-1 画地、6-3 画地、6-5 画地、地目はいずれも田、面積は計 975 m²、仮換地後の面積は計 451.88 m²です。 建売住宅用地 3 区画の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。隣接する 36 街区 6-2 画地及び 6-6 画地を一体的に利用します。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地です。本件は、許可前の 1 月 13 日に既に造成工事に着工しており、事務局が事実気づいた 1 月 16 日に工事を辞めるよう申請人に指示した後においても工事を継続していたため、申請人から始末書の提出を受けるとともに、本日今回の事前着工に至った経緯を含めて申請人に説明に来ていただいています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北東へ約 650m 付近にあります。 現地確認時、既に造成工事が行われていました。 説明は以上です。
議 長	事務局からの説明のとおり、申請人の株式会社アーネストワンの原副主任に来てもらっていますので、今回の事前着工に至った経緯及び今後の対応について説明を求めます。

㈱アーネストワン	<事前着工に至った経緯及び今後の対応について説明>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見及び申請者によるその回答)
議 長	申請人から今回の経緯及び今後の対応等について説明を受け、他にないようであれば、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は、吉名町字毛木下〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計4筆、地目はいずれも田、面積は計739㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約1,400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第3号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、忠海町字前清水〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は計 1,275 m²です。 平成中頃から耕作しておらず、既に山林状態になっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、忠海支所から北東へ約 950m 付近にあります。 現地確認時、山林状態でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、本町二丁目〇〇、下野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 5 筆、地目は田が 3 筆、畑が 2 筆、面積は計 2,510 m²です。 先々代から耕作しておらず、既に山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原小学校から北へ約 750m 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 251 m ² です。 昭和 49 年頃から〇〇株式会社の作業場及び倉庫として利用しています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、〇〇株式会社の作業場及び倉庫として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 8～9 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 18,025 m ² 、 対象人員が、貸し手が 4 人、借り手が 2 団体です。 本議案が可決の場合、令和 7 年 2 月 1 日付けで、公告いたします。 詳細につきましては、参考資料 8～9 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、報告第 1 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料 10～11 ページをご覧ください。 農業委員会に解約の届出のあった件数、筆数、面積等について報告いたします。件数は 3 件、筆数は田が 5 筆、畑が 2 筆の計 3 筆、面積は計 9,278 m²、対象人員は貸し手が 3 人、借り手が 2 団体の解約届出がありました。 借主及び貸主の両名から令和 6 年 12 月 25 日に合意解約した旨の通知が令和 6 年 12 月 31 日にありました。詳細につきましては、参考資料の 10～11 ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	次に日程第 6、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 12～17 ページをご覧ください。 令和 6 年 12 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 16 件、筆数は田 14 筆、畑 36 筆の計 50 筆、面積は計 15,875.47 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 12～17 ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 1 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 井上 美津子